

南部中学校 生徒会会則

第 1 章 名称

第 1 条 この会は南部中学校生徒会と呼ぶ。(以下、この会とする。)

第 2 章 目的

第 2 条 1人ひとりが学校の主人公であるという考えにたち、教職員の助言のもと、民主的な組織により、自らの力で学校生活をよりよくしていくために活動する。

第 3 章 組織

第 3 条 この会は南部中学校生徒全員をもって組織とする。

第 4 条 この会には、次の組織をおく。

1. 生徒総会
2. 代表委員会
3. 生徒会事務局
4. 専門委員会
5. 学年委員会
6. 部長会
7. 選挙管理委員会
8. 実行委員会
9. その他

第 5 条 生徒総会（定期総会、臨時総会）は最高の議決機関である。

第 6 条 定期総会はその年度の初めと終わりに開催し、次の事項を行う。

- 第 1 項 会則の制定と変更
- 第 2 項 役員の承認
- 第 3 項 年度の事業、活動計画についての討議と決定
- 第 4 項 生徒会行事の決定と承認
- 第 5 項 予算および決算についての承認
- 第 6 項 各委員会、各部の報告
- 第 7 項 生徒からの提案事項の討議および決定

第 7 条 臨時総会は生徒会長が必要と認めたとき、代表委員会の決議、または会員の 4 分の 1 以上の署名をもって要求があった時、または学校側の要求があった時これを開くことができ、提案された議事について決議を行うことができる。

第 8 条 代表委員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、生徒会事務局員、各学級代表によって組織され、生徒会長が招集する。

会議には、必要に応じて各専門委員長、各実行委員長、部長会代表を参加させることができる。

この会議では、生徒会事務局、学級、専門委員会、等からの提案などを協議する。

第 9 条 生徒会事務局は本会役員をもって構成し、次の事項を行う。

- 第 1 項 総会、代表委員会に提案する諸原案の作成と準備
- 第 2 項 生徒総会、代表委員会で決められたことの執行
- 第 3 項 生徒会諸活動の推進と援助

第 10 条 専門委員会は各学級の代表によって組織され、各委員長が招集し、この会の目的達成のため、生徒総会の決議に基づき、具体案を企画し、専門活動の任にあたる。

第 11 条 学年委員会は各クラスの代表で組織され、各学年の活動を活発にするための仕事を行う。

また、各学級には会長 1 名、副会長 2 名をおき、任期は前期と後期と分け、前期は 4 月から 9 月まで、後期は 10 月から 3 月までとする。書記、議長は必要に応じておく

第12条 部長会は各部長で組織され、各部の活動を活発にするための仕事を行う。

第13条 選挙管理委員会は、第6章に定める生徒会役員選挙の仕事のいっさいを担当する

第14条 実行委員会は、各種行事の際に設置することができ、必要メンバーによって構成され、具体案を企画し実行する。

第4章 会議

第15条 生徒総会および代表委員会は、構成員の3分の2以上で成立し、過半数をもって決議することができる。可否同数の場合は議長が決める。

第5章 役員

第16条 この会は会長1名、副会長2名、書記2名、総務若干名、議長2名の役員をおき、任期は1年とする。この役員をもって事務局を構成し、部長を除く他の一切の役員を兼ねることはできない。

第17条 この会は本校の教職員を顧問としておく。

第18条 会長、副会長は第6章で定める選挙によって選ばれる。書記、総務、議長は会長、副会長、顧問が指名し会長がこれを委嘱する。

第19条 会長はこの会の運営の中心となり、副会長は会長を助け、会長に事故がある時はその仕事を行う。

第20条 書記、総務は次に定める生徒会運営にかかわる仕事を行う。

書記 生徒総会などの諸決定事項を記録し保管する。

総務 生徒会活動の全般的な総合事務処理を行う。

第21条 議長は生徒総会および代表委員会の議事進行を司る。

第6章 選挙

第22条 生徒会役員選挙の仕事のいっさいは、別に定める南部中学校生徒会選挙規定に基づき、選挙管理委員会が担当する。

第23条 選挙管理委員会は、各学級から2名選出された委員によって構成される。第22条の選挙管理委員会には委員長、副委員長各1名をおく。

第24条 選挙管理委員会は次の事項を行う。

第1項 立候補受け付け、立候補者氏名の告示

第2項 立候補者の立ち会い演説会の開催

第3項 投票所の設置、必要書類の作成およびいっさいの選挙事務

第4項 不正投票の防止、理想的選挙の推進

第5項 認証式等その他必要事務を行う。

第7章 補則

第25条 この会の会計年度は、4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 この会に関する決定及び活動は、学校長の承認を得てから実施する。

第27条 本会則の改正は総会において出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

第28条 本会則は2011年4月1日から施行する。

・・・・・・・・・・・・・・・・2012年10月 9日一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・

南部中学校 生徒会選挙規定

第1章 目的

第1条 この規定は、南部中学校生徒会会則に従い、生徒会長および副会長を選出するためのものである。

第2章 選挙種別

第2条 生徒会長1名、副会長2名を選挙する。

第3章 有権者

第3条 有権者は南部中学校の生徒で、選挙当時、南部中学校に在学する者とする。

第4章 期日

第4条 投票は任期満了以前に行う。

第5章 投票

第5条 投票は立候補者名の告示の日から1週間を経過したあとに実施し、各選挙とも1人1票に限り投票できる。

第6条 投票は生徒各自が自ら行わなければならない。不在者投票は認めない。

第6章 開票

第7条 開票は選挙管理委員会の委員と各候補者の責任者のもとに行われる。

第8条 無効投票は公職選挙法に準じて取り扱う。

第7章 候補者

第9条 立候補の締め切りは選挙管理委員会が定め告示する。

第10条 選挙当時1・2年に在学する者が立候補することができる。

第11条 立候補しようとする者は、5人の推薦者と1人の責任者の連名のもとに選挙管理委員会に届け出なければならない。(選挙種別が異なれば、複数の候補者の推薦者になることもできる)

第8章 当選

第12条 各選挙で有効投票の最高数を得た者を当選とする。

第13条 立候補者が定員の場合、無投票当選とする。

第14条 有効投票の最高数をえた立候補者が複数いる場合、その後の決定方法については選挙管理委員会で決定する。

第9章 選挙運動

第15条 選挙活動の期間は立候補者名の告示の日から投票日の前日までとする。

第16条 ポスター、選挙公報などの選挙活動については選挙管理委員会が別に定める。

第17条 立会い演説会は選挙管理委員会の管理のもとに期間中1回行う。演説の順序は受け付けの順で、時間は応援演説を含め一人5分以内とする。

第18条 選挙活動時間は、始業前、昼休み、帰りの会とする。

第19条 選挙活動で教室を訪問する場合は、事前に学級担任の先生の許可を得て行う。

第10章 委員

第20条 選挙管理委員会は、各学級より選出された2名で構成する。委員会には委員長をおく。選挙管理委員は、候補者、推薦者、立会演説会での応援演説者になることはできない。また、選挙管理委員会は、第9章に定める選挙運動をしてはならない。

第21条 選挙管理委員が立候補する場合は、クラスで代替りの選挙管理委員を選出し交代する。

第11章 その他

第22条 本規定の改正には、生徒総会（緊急時には代表委員会）において、出席者の過半数の賛成を必要とする。

・・・・・・・・・・・・・・・・2011年 4月 1日 施行・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・2012年10月 9日 一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・